

令和6年度トラック運転者の適性診断（一般・初任・適齢）受診

助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が、指定機関又は協会支部（以下「支部」という。）の行う運転者適性診断（一般・初任・適齢）（以下「診断」という。）を受診した場合、受診料の一部を助成することによって運転者の管理・運営・教育等を通して交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 一般診断

会員

(2) 初任診断及び適齢診断

ア 会員

イ 非会員 Gマーク認定事業所であること

3 助成の対象となる診断・助成金額

令和6年4月1日（ただし、新規会員は入会日）から令和7年2月28日までの間に指定機関で受診した診断とし、運転者1人につき、いずれか年1回までとする。

	助成対象	助成金額
一般診断	福島県内事業所に従事している運転者が受診する一般診断	2,400円
初任診断	福島県内事業所に従事している運転者が受診する初任診断で、カウンセリングを令和7年2月28日までに受けたもの ※ 雇用前（予定者を含む）の運転者は対象としない。	2,000円
適齢診断	福島県内事業所に従事している65歳以上の運転者が受診する適齢診断で、カウンセリングを令和7年2月28日までに受けたもの	2,000円

4 指定機関

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 自動車事故対策機構福島支所 | 電話 024-522-6626 |
| (2) 富久山自動車教習所 附属交通安全研究所 | 電話 024-955-6131 |
| (3) 平中央自動車学校 | 電話 0246-26-3429 |
| (4) タイヘイドライバースクール | 電話 0246-23-3411 |
| (5) 南湖自動車学校 | 電話 0248-22-1177 |
| (6) 有限会社小林物流 | 電話 0248-73-2256 |
| (7) 本宮自動車学校 | 電話 0243-48-2218 |
| (8) 扇町自動車学校 | 電話 0242-22-3759 |

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額

13,960,000円

7 助成金の申請手続

「通常方式」、「自社ナスバ方式」、「貸出機器方式」のいずれも電子申請とする。協会ホームページより申請申込を行い、運転適性診断受診助成票（以下「助成票」という。）を印刷する。

(1) 通常方式

指定機関又は支部に事前予約後、電子申請を行い、適性診断を受診する際に助成票を指定機関又は支部に提出すること。

(2) 自社ナスバ方式

自動車事故対策機構福島支所（以下「事故対」という。）の「ナスバネット方式」を導入し、利用する場合

ア 事前に協会との「覚書」を交わすこと、また、該当覚書を事故対へ提示することを条件とする。

イ 助成票及び受診者名簿を利用月の翌月5日までに事故対に提出すること。

(3) 貸出機器方式

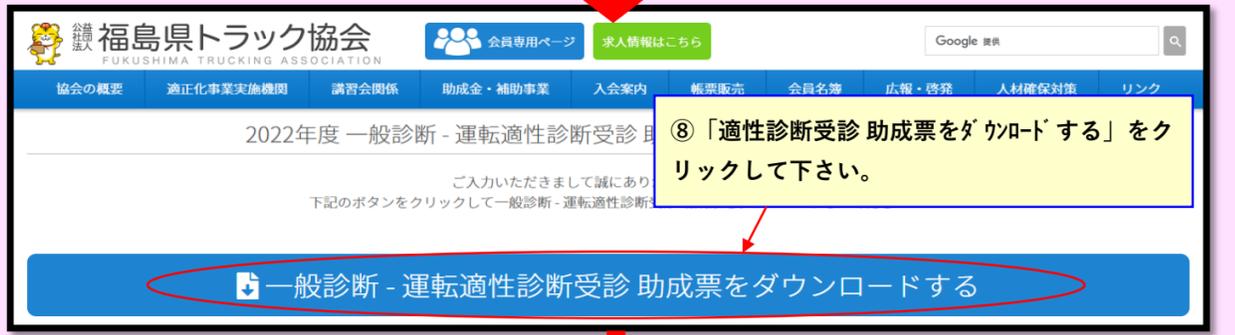
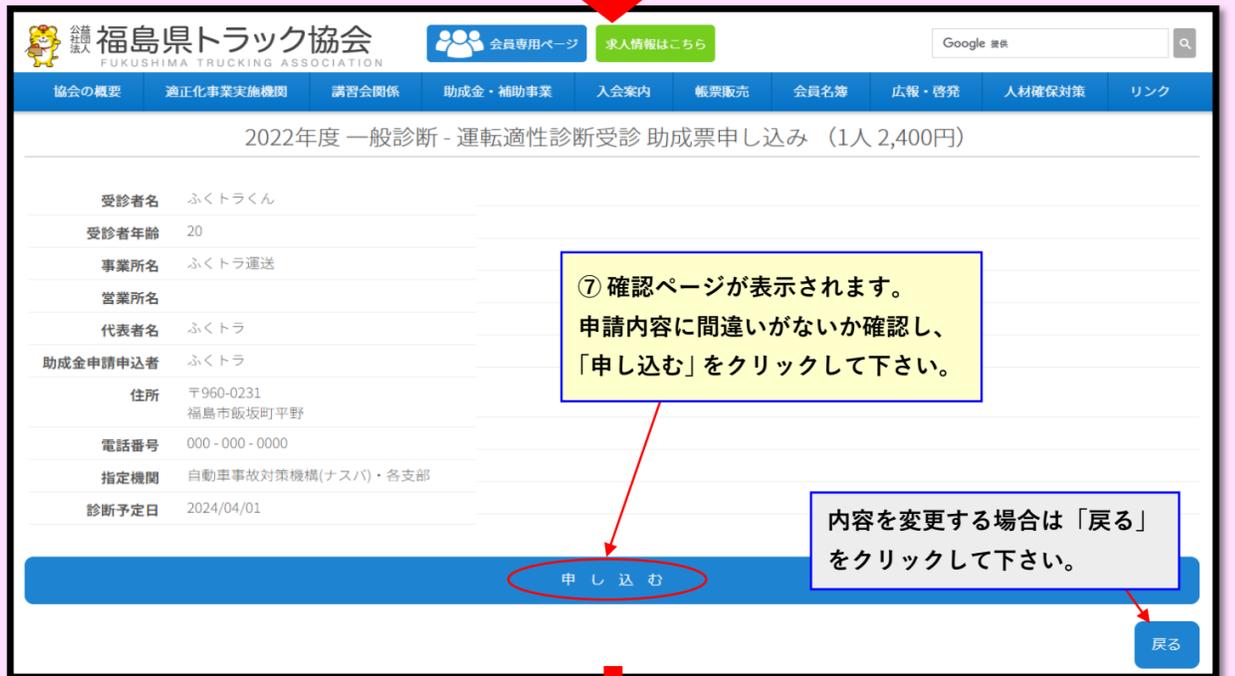
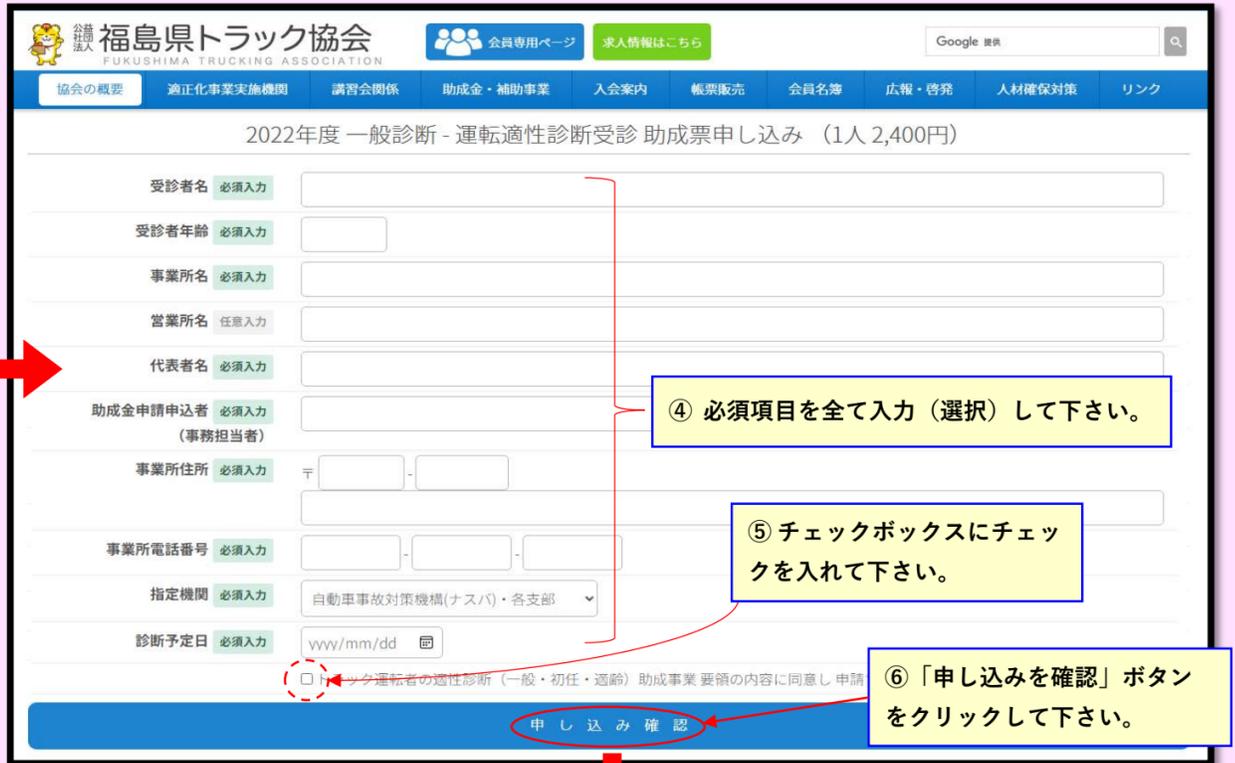
事故対の「貸出機器」を利用する場合

ア 別紙「令和6年度適性診断「貸出機器」利用事前申請書」（以下「事前申請書」という。）を協会宛に郵送又はFAXにより提出すること。

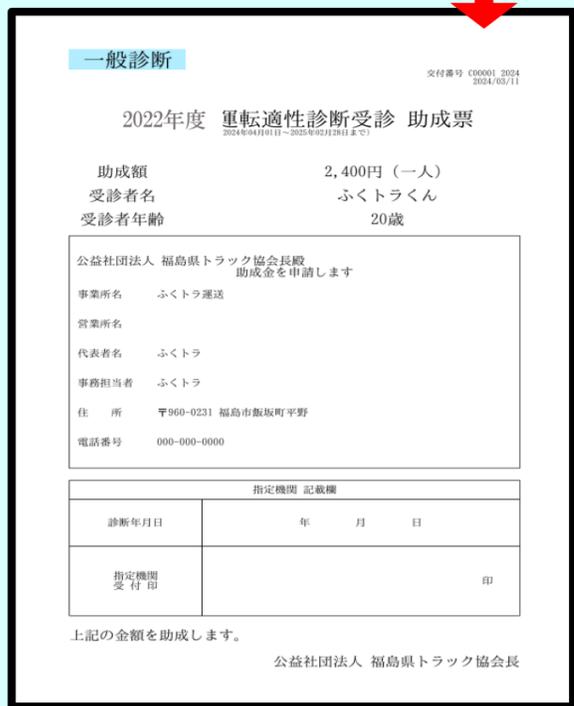
イ 協会の受付印が押印された事前申請書を受領後、当該事前申請書と助成票及び受診者名簿を利用月の翌月5日までに事故対に提出すること。

運転適性診断受診 助成票マニュアル

令和5年度より電子申請となります。要領を読んでから、下記手順で申請して下さい。



印刷した助成票に間違いがあった場合は訂正印を押して修正して下さい。
ただし、診断種類を間違えた場合は再申請となりますのでご注意ください。



⑨ ダウンロードした助成票をプリントアウトし、指定機関に提出して下さい。